

白神山地世界遺産地域連絡会議会則

（名称）

第1条 この会議は、白神山地世界遺産地域連絡会議（以下「会議」という）と称する。

（目的）

第2条 会議は、世界遺産一覧表に登録された白神山地の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 会議は次に掲げる機関を似て組織する。

東北地方環境事務所
東北森林管理局
青森県
青森県教育委員会
秋田県
秋田県教育委員会
西目屋村
鰯ヶ沢町
深浦町
藤里町
八峰町
能代市

2 その他、適宜必要に応じて白神山地世界遺産地域の保全管理に関係する者をオブザーバーとし、参加を要請することができる。

（会議事項）

第4条 会議は第2条の目的を達成するため、次の事項を協議・調整する。

- （1）関係機関の保全管理施策の実施に係る必要な協力の推進等所要の事項。
- （2）管理計画に関する事項。
- （3）その他、保護管理の円滑な実施の推進に係る内容で会議において必要と認められた事項。

（幹事）

第5条 会議に幹事をおく。

（1）東北地方環境事務所

西目屋自然保護官事務所
東北森林管理局計画保全部
青森県環境エネルギー部
青森県農林水産部

首席自然保護官
計画課長
自然保護課長
林政課長

青森県教育委員会
秋田県生活環境部
秋田県農林水産部
秋田県教育委員会
西目屋村
鰯ヶ沢町
深浦町
藤里町
八峰町
能代市

文化財保護課長
自然保護課長
森林環境保全課長
文化財保護室長
産業課長
企画観光課長
観光課長
商工観光課長
商工観光課長
環境衛生課長

(2) 幹事は、会議の運営を円滑に進めるため、関係機関の連絡調整にあたる。

(事務局)

第6条 事務局は、東北地方環境事務所、東北森林管理局の持ち回りとする。

(会議の開催)

第7条 会議は、幹事が協議し、必要に応じて開催する。

2 会議は、現地における課題について検討を深めるため、会議のもとに現地機関を中心とした部会を適宜開催することができる。

第8条 この会則に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は幹事が協議して定める。

付則

- 1 この会則は平成7年7月12日から施行する。
- 2 平成9年6月30日一部改正する。
- 3 平成11年3月1日一部改正する。
- 4 平成12年4月1日一部改正する。
- 5 平成13年4月1日一部改正する。
- 6 平成14年4月1日一部改正する。
- 7 平成16年6月10日一部改正する。
- 8 平成18年3月7日一部改正する。
- 9 平成18年4月1日一部改正する。
- 10 平成20年4月1日一部改正する。
- 11 平成21年4月1日一部改正する。
- 12 平成22年4月1日一部改正する。
- 13 平成25年7月12日一部改正する。
- 14 平成26年6月25日一部改正する。
- 15 平成29年7月5日一部改正する。
- 16 令和2年10月28日一部改正する。
- 17 令和7年3月31日一部改正する。